

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定
(福岡交通圏) 事案に関する公聴会における
質問等に対する回答

運輸審議会公聴会

平成27年9月10日

公聴会における一般公述人からの意見に対する国土交通省の回答

○供給過剰により運送収入が減少した結果、労働環境が悪化し、良質なサービスが提供できていない。また、収入の低さから人材確保が困難。このため、特定地域に指定し、労働環境の改善や活性化の取り組みを行い、利用者利便を向上させるべき。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○改正タクシー特措法における供給輸送力の削減措置（減車措置及び営業方法の制限命令）は、憲法違反である可能性が高い。また、改正タクシー特措法における独占禁止法の適用除外規定は、事業者間の自由競争を大きく後退させることが明らかであり、問題である。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○事業者毎にサービスの内容や営業形態が異なるため、一律に規制することは不適切である。・・ 3

○実働率が高いため、減車を行った場合、運転者を解雇せざるを得ず、利用者利便も低下する。・・ 4

○特定地域の指定基準が合理的な基準ではなく根拠が不明瞭であり、法的にみて問題である。衆参両院の附帯決議を踏まえ、安易に指定するべきではない。・・ 5

公聴会における運輸審議会委員からの質問に対する国土交通省の回答

○今回の公聴会では、議事の整理上、公述書を提出したものの公述できなかった方もいるが、その中には次のような賛成意見があった。

- ・安全性の確保は最重要であるが、そのために必要な車両のメンテナンスと適切な更新、運転者の資質向上が充分になされていません。
- ・需要と供給のバランスを保つためには、事業者の努力だけでなく、全体の公平性の確保が必要であり、この公平性を担保するものが特定地域の指定だと考えます。

タクシーが地域公共交通としてその役割を果たしていくために、より効果的に供給過剰を解消する取組みを進めようとしているが、どのようにして「安全性の確保」を実現するのか。また、その取組みを進める上で「全体の公平性」が必要であるという意見についてどのように考えるか。・・・・・・・・・・ 6

内田大亮公述人、中野隆士公述人、山下奉昭公述人、中井眞紀公述人、安川哲史公述人、田中章敬公述人、古野隆司公述人及び西岡潤史公述人からの意見に対する国土交通省の回答

供給過剰により運送収入が減少した結果、労働環境が悪化し、良質なサービスが提供できていない。また、収入の低さから人材確保が困難。このため、特定地域に指定し、労働環境の改善や活性化の取組みを行い、利用者利便を向上させるべき。

多くの方から、福岡交通圏における供給過剰の状況や道路交通への影響、労働環境の悪化に伴う接遇の現状等についてのご意見があった。また、適正化と並行して活性化の取組みを進めることも重要であるのご意見を頂いた。こうしたご指摘は、改正タクシー特措法の趣旨・背景と一致するものであり、国土交通省としても問題意識を共有するものである。

また、タクシー事業者・運転者の接遇マナーの向上、交通弱者にも利用しやすいきめ細かいサービスの提供など、タクシー事業の活性化に関するご意見があった。

関係者の皆様にはこの点を今一度しっかりとご認識頂き、適正化と活性化の両面について取り組んで頂きたいと考えている。

公述人の方々がご指摘された福岡交通圏の供給過剰の状況とそれを背景とした様々な弊害の現状を踏まえると、速やかに特定地域の指定を行い、改正タクシー特措法の枠組みに基づいて供給過剰の解消を進めていくことが不可欠と改めて認識した。

青木義明公述人及び濱和哲公述人からの意見に対する国土交通省の回答

改正タクシー特措法における供給輸送力の削減措置（減車措置及び営業方法の制限命令）は、憲法違反である可能性が高い。また、改正タクシー特措法における独占禁止法の適用除外規定は、事業者間の自由競争を大きく後退させることが明らかであり、問題である。

ご指摘の点について、一部の学識経験者等から、同種の主張がなされていることは承知しているが、国土交通省としては、国会でご議論頂いた上、衆参両院で賛成多数により可決成立された改正タクシー特措法の立法趣旨を踏まえ、これを適切に運用することにより、タクシーの供給過剰の状態を効果的かつ早期に解消し、運転者の労働環境の改善を通じて、タクシーの安全性や利便性の向上を図ることが重要であると考えている。

なお、独占禁止法の規定は、タクシーが供給過剰である地域において、タクシー事業者が減車等の供給輸送力の削減について話し合い、それらを実施していく行為については、地域と期間を限って、適用除外とされているが、その理由は、こうした行為が、タクシー事業に地域公共交通としての機能を十分に発揮させるなど公益性のある目的のために行われるものであるところにあると承知している。

青木義明公述人からの意見に対する国土交通省の回答

事業者毎にサービスの内容や営業形態が異なるため、一律に規制することは不適切である。

タクシーの営業形態は、流し営業と予約営業に大別されるが、流し営業か予約営業かの違いによって運送サービスが異なるものではなく、また、利用者は、状況に応じて流し営業と予約営業のいずれも利用することから、営業形態の違いによって、供給過剰に対する取組みを切り分けることは適切ではないと考える。

そのため、タクシー事業において供給過剰が発生している状況下では、ある時点をもって、予約営業と流し営業のどちらが中心であるかといった違いに関わらず、交通圏（営業区域）を形成する地域全体で課題の解消に取り組む必要があると考える。

これにより、改正タクシー特措法の立法趣旨である、供給過剰状態の効果的な解消、運転者の労働環境の改善及びタクシーの安全性や利便性の向上が実現されると考える。

青木義明公述人及び占部正喜公述人からの意見に対する国土交通省の回答

実働率が高いため、減車を行った場合、運転者を解雇せざるを得ず、利用者利便も低下する。

改正タクシー特措法において、供給輸送力の削減の方法は、減車のみならず営業方法の制限によることも可能となっており、実働率の高い会社であっても、乗務シフトの見直し等による対応も可能であり、また、タクシーの労働市場の実態を踏まえれば、必ずしも解雇が必要な状況にはならないと考える。

また、利用者利便については、供給輸送力を削減しても、効率性を上げることで全体として利便性を向上させることが重要と考える。そもそも、改正タクシー特措法の立法趣旨は、供給過剰の状態が深刻な地域において、供給過剰の状態を効果的に解消し、運転者の労働環境の改善を通じて、タクシーの安全性や利用者利便の向上を図ることであり、当該地域における全ての利用者がこの効果享受することになるものとする。

青木義明公述人及び濱和哲公述人からの意見に対する国土交通省の回答

特定地域の指定基準が合理的な基準ではなく根拠が不明瞭であり、法的にみて問題である。衆参両院の附帯決議を踏まえ、安易に指定するべきではない。

現在の特定地域の指定基準は、改正タクシー特措法の立法趣旨や衆参両院の附帯決議等を踏まえて策定した厳格かつ客観的な基準であると考えている。

例えば、実働実車率は稼働効率の状況を示すもの、日車営収は運転者の賃金状況を示すもの、総実車キロは直近の需要動向を推計する指標を示すものとして採用しているほか、協議会の同意により、利用者の意見を踏まえた地域の意向を確認することとしている。また、実働実車率や日車営収を平成13年度と比較することとしたのは、タクシー特措法が平成14年2月に行われた需給調整規制廃止等の大幅な制度改正後の諸問題の解決を図るために制定されたという経緯を踏まえ、比較の対象として、この制度改正を行う前の平成13年度を基準としたものである。

このように、現在の特定地域の指定基準は、様々な視点から複合的に供給過剰の状態等を判断する基準としており、合理的なものと考えている。

鷹箸委員からの質問に対する国土交通省の回答

今回の公聴会では、議事の整理上、公述書を提出したものの公述できなかった方もいるが、その中には次のような賛成意見があった。

- ・安全性の確保は最重要であるが、そのために必要な車両のメンテナンスと適切な更新、運転者の資質向上が充分になされていません。
- ・需要と供給のバランスを保つためには、事業者の努力だけでなく、全体の公平性の確保が必要であり、この公平性を担保するものが特定地域の指定だと考えます。

タクシーが地域公共交通としてその役割を果たしていくために、より効果的に供給過剰を解消する取組みを進めようとしているが、どのようにして「安全性の確保」を実現するのか。また、その取組みを進める上で「全体の公平性」が必要であるという意見についてどのように考えるか。

改正タクシー特措法では、特定地域として指定された場合には、新規参入の禁止、特定地域計画に係る独占禁止法の適用除外、営業方法の制限による供給輸送力の削減など、供給過剰を解消するための特別の措置を講じることができることとされている。

「安全性の確保」については、これによりタクシーの供給過剰の状態を効果的に解消し、道路交通への悪影響の排除、運転者の労働環境の改善を通じて、タクシーの安全性や利用者利便の向上を図ることとしており、国土交通省としては同法の適切かつ着実な運用に努めて参る。

また、「全体の公平性」については、タクシーの供給過剰の解消にあたりご意見があったとおり、国土交通省としても、協議会において合意された方法に基づいて、地域の全ての事業者が公平な形で供給の削減を行うことが重要であると認識している。